

町職員の給与・職員数等の状況をお知らせします

町職員の給与は、基本的なことが地方自治法や地方公務員法などの法律で定められており、その額や支給方法などは、国家公務員の給与等を基本に町の条例で定められています。

人事行政の運営の公平性・透明性を確保するため、町職員の給与や勤務条件、処分などの状況を公表します。

◆職員給与などの状況

1 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳入総額	歳出総額	人件費	人件費率
平成21年度	9,545人	3,926,572千円	3,685,546千円	727,853千円	19.75%

※ 住民基本台帳人口は、平成22年4月1日現在のものです。

※ 人件費には、特別職(町長・副町長・教育長・議会議員)に支給される給与・報酬、退職手当金及び共済費は含まれていません。

2 職員の平均給料月額及び平均年齢(一般行政職)(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.6歳	306,500円	333,206円

※ 平均給与月額は、給料のほか、毎月支給される手当(扶養、住居、通勤及び管理職)が含まれます。

3 職員の初任給・経験年数・学歴別平均給料月額(一般行政職)(平成22年4月1日現在)

区分	大学卒	高校卒	
	初任給	172,200円	140,100円
経験年数	7年以上10年未満	240,200円	206,200円
	10年以上15年未満	280,600円	239,900円
	15年以上20年未満	325,100円	288,500円
	20年以上25年未満	354,600円	299,100円
	25年以上30年未満	368,600円	347,600円
	30年以上35年未満	412,800円	362,300円

4 期末・勤勉手当(平成22年4月1日現在)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月	0.7月
12月期	1.5月	0.7月
計	2.75月	1.4月

5 退職手当

(平成22年4月1日現在)

区分	自己都合	定年・勤奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

※ 五霞町は、茨城県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものです。

6 特別職の給料など

(平成22年4月1日現在)

区分	給料(基本額)	支給額	期末手当支給割合
町長	798,000円	638,000円(20%カット)	6月期 1.45月
副町長	622,000円	590,000円(5%カット)	12月期 1.65月
教育長	570,000円	541,000円(5%カット)	計 3.10月

◆職員数に関する状況

1 級別職員数の状況(一般行政職)

(平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	主幹 副主幹 主査	主幹 主査	課長 参事 主席主幹 主幹	課長 参事	課長	
職員数	5人	20人	36人	15人	4人	3人	2人	85人
構成比	5.9%	23.5%	42.4%	17.6%	4.7%	3.5%	2.4%	100.0%

※ 再任用職員は含みません。

2 部門別職員数

(各年4月1日現在)

区分		職員数		増減数
部門		平成21年度	平成22年度	
一般行政部門	議会	2人	2人	
	総務	24人	25人	1人
	税務	8人	8人	
	民生	12人	12人	
	衛生	9人	8人	△1人
	労働	1人	1人	
	農林水産	5人	5人	
	商工	2人	2人	
	土木	11人	11人	
	小計	74人	74人	
特別行政部門	教育	9人	9人	
	小計	9人	9人	
公営企業等会計部門	水道	4人	3人	△1人
	下水道	3人	3人	
	その他	10人	10人	
	小計	17人	16人	△1人
合計		100人	99人	△1人

※ 職員数は、一般職に属する全職員の部門別の現在職員数に教育長を加えた人数です。
地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時職員及び非常勤職員を除いています。

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。なお、午後0時から1時までの間は休憩時間となります。

2 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、1年につき最高20日間付与される有給の休暇です。

(各年平均)

平成20年	平成21年
10.6日	9.2日

3 育児休業などの取得状況

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、職務に従事しないことを可能とする制度です。

育児休業期間については、給与は支給されません。

平成21年度に育児休業を取得した職員は、3人でした。

◆職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

平成21年度において、免職処分、降任処分及び休職処分された職員はいませんでした。

2 懲戒処分

平成21年度において、懲戒処分を受けた職員はいませんでした。